## 誓 約 書

今般、貴土地改良区(管理)の土地改良財産施設の使用同意を受けるにあたり、下記の事項を厳守する事を誓約します。

記

- 1. 貴土地改良施設の使用にあたっては、土地改良区の管理運営に支障のないように 努めると共に、利害関係人等との紛争が生じないように、常に良好な状態を保持す るよう管理義務の責に努めます。
- 2. 不当なる荷重等により、申請施設並びに用排水路等が破損した場合は、速やかに 土地改良区へ届出し、その指示に従い私方に於て直ちに原形に復旧いたします。
- 3. 今後改良区において、水路改修等の必要が生じた場合はその事業に支障をきたさない様直ちに申請施設を撤去並びに復旧し、費用は私方において負担します。
- 4. 設置した申請対象物が起因する第三者とのトラブルは私方で解決致します。
- 5. 同意を受け、その使用にかかる工事の着工・完了期日に変更が生じる際は、ただ ちにその旨を改良区に書面で報告致します。
- 6. 前各項を履行しない場合は、ただちに同意を取り消し、撤去されても異議はありません。そちらに要した費用等については私方において負担します。

上記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

小田奈良須両池土地改良区 理事長 山下 稔 殿